

都市計画法第 32 条の規定に基づく協議書

開発行為場所	東郷町			
開発行為の目的				
開発区域面積	m ²			
工期	許可の日から	令和	年	月 日まで
町有財産である 公共施設	所在	東郷町		
	面積	道路	m ² その他	m ²
新設して町に帰属する こととなる公共施設	所在	東郷町		
	面積	道路	m ² その他	m ²
		水路	m ² 計	m ²
添付書類	①位置図 ②計画平面図 ③公図写 ④求積図 ⑤構造詳細図 ⑥新設する公共施設一覧表等 ⑦新旧対照図 ⑧その他			
<p>上記のとおり、町有財産を開発区域に含めること並びに新たに設置する公共施設のうち、町有財産になることについて</p> <p>都市計画法第 32 条の規定に基づき協議します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>東郷町長 井俣憲治 殿</p> <p style="text-align: right;">開発許可申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">開発許可申請代理人 住所 氏名 電話番号</p>				